

○奈良市ボランティアセンター条例

平成6年12月9日条例第40号

改正

平成17年9月30日条例第87号

平成23年9月14日条例第31号

奈良市ボランティアセンター条例

(目的及び設置)

**第1条** 市民の自主的な参加による自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有するもの（以下「市民活動」という。）を促進し、もって市民の福祉の向上に資するため、ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	奈良市ボランティアセンター
位置	奈良市法蓮町1, 702番地の1

(事業)

**第2条の2** センターにおいては、市民活動に関する次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 講座等の開催に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 団体、グループ等の活動の場の提供に関すること。
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

**第2条の3** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

(開館時間)

**第2条の4** センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

**第2条の5** センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(使用の承認)

**第3条** センターの次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

(1) 調理実習室

(2) グループ活動室

(3) 会議室

(4) 和室

(使用の不承認)

**第4条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的として使用するとき。

(3) 入場料を徴収する催物等を行うとき。

(4) その他センターの管理上支障があるとき。

(使用承認の取消し等)

**第5条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力の理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不相当と認められるとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当することになったとき。

(使用料)

**第6条** センターの使用料は、無料とする。

(使用者の義務)

**第7条** センターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の承認を受けずに第3条各号に掲げる施設を使用しないこと。
- (2) 喫煙しないこと。
- (3) 指定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 施設等を汚損し、又は滅失しないこと。
- (5) その他センターの管理上必要な指示に従うこと。

(委任)

**第8条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成7年1月26日規則第3号で、同7年2月4日から施行)

#### 附 則 (平成17年9月30日条例第87号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったセンターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

#### 附 則 (平成23年9月14日条例第31号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。